

稲城市告示第107号

下記の者に係る令和8年度軽自動車税納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでないため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、その送達に代えて公示送達する。

なお、当該通知書は、同条第2項の規定に基づき稲城市市民部課税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年10月1日

稲城市長 高橋 勝浩

記

令和8年度軽自動車税納税義務者

納税通知書番号	納税義務者（送達を受けるべき者）の氏名
8868	石坂 渉
14132	川上 礁太
14653	藤本 雅空
14654	藤本 雅空